

本年4月1日から75歳以上(一定の障害のある方は65歳以上)の方を対象とした後期高齢者医療制度がスタートしました。

国は制度の施行状況を検証する中で、保険料の支払方法や低所得者の保険料の負担軽減について一部改正しました。

※一定の障害のある方は、身体障害者手帳1級から3級所持者(視野障害2・3級は除く)など

改正点

1

年金からの天引きが緩和

これまで保険料の支払い方法は、一部の方を除き原則として、年金からの天引きでしたが、イまたは口の要件を満たす方は、申し出により口座振替で保険料を支払うことが可能になりました。

▶ 対象者

- イ 国民健康保険税をこの2年間、世帯主として滞納なく納めた方
(ご本人の口座から口座振替となります。)
- 口 年金収入が180万円未満の方で、保険料を代わりに納める世帯主または配偶者がいる方
(世帯主または配偶者の口座から口座振替となります。)

▶ 必要な手続き

- ① 事前に金融機関で口座振替の手続きを
税務課および各支所市民生活室で支払い方法の変更手続きをする前に、金融機関の窓口で口座振替の手続きをして、「お客様控(依頼者保管用)」をご持参ください。
- ② 申出書の提出
税務課および各支所市民生活室にある「申出書」に必要事項をご記入ください。
※印鑑をご持参ください。

▶ 支払い方法の決定

保険料の支払い方法の変更は、審査のうえ、後日、決定通知または却下通知を送付します。なお、申請時期により、年金からの天引きを中止する時期が異なります。

改正点

2

低所得者の保険料が引き下げに

均等割額

均等割額が7割軽減の方は8.5割軽減になります。

7割軽減後の保険料 12,140円/年



8.5割軽減後の保険料 6,000円/年

※7割軽減に該当する方は、住民票での世帯内の後期高齢者医療被保険者と世帯主の所得の合計額が33万円以下の方です。

所得割額

「総所得金額 — 33万円(基礎控除額)」
= 58万円以下の方
(公的年金収入だけの場合は、年額211万円までの方)



所得割額が5割軽減となります。

《所得割額の算出方法》

例) 公的年金収入のみの方で、年金収入が200万円の場合
200万円 — 120万円(公的年金等控除額) = 80万円(総所得金額)
80万円 — 33万円(基礎控除額) = 47万円
47万円 × 0.0714(所得割率) × 0.5(5割軽減) = 16,779円(所得割額)

※この軽減措置については、改めて手続きをしていただく必要はありません。
該当する方には、減額後の保険料のお知らせを8月以降に送付します。